

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年八月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>越谷市大成町七丁目一九六番一地先から 吉川市大字吉川字屋敷付一五四〇番二五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年八月六日 午後三時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月二十九日付け 埼玉県越谷県土整備事務所長 告示第十号及び令和四年八月 五日埼玉県越谷県土整備事務所 所長告示第二十号で告示した 道路予定区域の一部供用開始 である。延長九六三・五〇メ ートル</p>	<p>備考</p>